

令和５年度 第９回行政会議 会議録

日 時	令和５年 11 月 27 日（月）午前 10 時～
場 所	行政会議室
出 席 者	別添「令和５年度第９回行政会議名簿」のとおり

挨 拶	瀬野市長
内 容	11 月は週末に多くのイベントが開催。対応した各部局職員を労う。初めての試みのイベントもあったが、大きな事故もなく、市民や来場者に喜んでいただけたと思っている。市の活性化に向け、引き続きこうした機会を有効に活用したい。 12 月市議会定例会が間もなく開会。市議会での丁寧かつわかりやすい説明に向け、万全の準備を行うこと。

【12 月市議会定例会 提出予定案件】

<条例>

案 件	守口市事務分掌条例の一部を改正する条例案について
説 明 者	尾崎企画財政部長
提出資料	有
内 容	改正の趣旨及び内容の１点目は、くすのき広域連合が解散し、令和 6 年度から本市単独で介護保険事業を実施することに伴い、国民健康保険及び後期高齢者医療と介護保険が連携を強化し、保健事業や介護予防事業を実施することで、予防・健康づくりや医療費、介護給付費の適正化に取り組むとともに、各保険料の一体的な収納業務を行うことができるよう、効果的かつ効率的な組織運営を図るため、「国民健康保険に関すること」及び「後期高齢者医療に関すること」を市民生活部から健康福祉部に移管。 ２点目は、児童福祉法の改正を踏まえ、全ての妊産婦や子育て世帯、子どもに対する包括的な相談支援機能の強化を目的に「こども家庭センター」を設置することとし、乳幼児健康診査や発達相談を始め、相談の機会を的確に捉え、虐待予防等の充実に向けた効果的な相談支援や、関係機関との円滑な連携を図ることができる組織体制を見直すため、こども部の事務に「母子保健に関すること」を追加。 ３点目は、所掌事務の見直しと合わせた組織の効率化を図るとともに、所掌事務の明確化を図るための規定整備として、 ・ 市長室及び危機管理室を条例上に組織として明記 ・ 「財産の管理及び活用に関すること」を企画財政部から総務部に移管 ・ 都市整備部の事務のうち、「街づくりに関すること」を「都市計

	画に関すること」に改正を行う。 施行期日は、１点目及び３点目は令和６年４月１日、２点目は令和６年１０月１日。
質 疑 等	（小浜水道事業管理者） 国保、後期と介護保険との連携強化は、組織を統一して初めてできるのか。 （尾崎企画財政部長） 連携できている部分はあるが、例えば国保事業も現在は保健事業に重点が置かれており、組織上、一体化する方がより効果的という判断。 （小浜水道事業管理者） 市長室及び危機管理室を条例上に組織として明記とあるが、条例上は規定されていないのか。 （仲嶋企画課長） 秘書及び危機管理に関する事務については、市長が別に定めることとして、規則で規定されている。条例第１条は部の設置について規定されており、本改正において「部及び室の設置」とし、条例上、組織として室を明記する。 （小浜水道事業管理者） 都市整備部の「街づくりに関すること」を「都市計画に関すること」に改正する趣旨は何か。 （尾崎企画財政部長） 大きな趣旨として、「街づくり」というのは都市整備部も含め、それぞれの部局が所掌事務に基づき、さまざまな観点から全体的に進めていくものであることから、都市整備部の事務を明確にするため、改正するもの。 （小浜水道事業管理者） 資料中の（２）の施行期日を１０月１日とする理由は何か。 （尾崎企画財政部長） こども家庭センターを市民保健センターに設置することも含め検討しており、その場合は環境整備にも時間を要すると考えていることから、１０月１日施行としている。 （田中教育長） こども家庭センターは、大阪府や政令市等が設置しているセンターを本市も設置するということか。 （尾崎企画財政部長） そうではない。児童福祉法改正により国が定める名称が「こども家庭センター」という位置付け。大阪府も「子ども家庭センター」があるが、役割は別。

	現在、本市は子育て世代包括支援センターを設置しているが、法改正により機能が拡充。市町村は努力義務として、令和6年度以降、こども家庭センターの設置に努めることとされている。 (田中こども部長) 法改正の趣旨は、児童福祉と母子保健を連携させ、より強化しようとするもの。現在、市民保健センターで実施している母子保健と合わせ、児童福祉も一体化し、効果的に連携できるよう進めている。 (須田副市長) 本市の名称も「こども家庭センター」とするのか。 (田中こども部長) 現在は「あえる」という愛称があり、それを使用するかは検討するが、正式名称は「こども家庭センター」としたいと考えている。
--	---

案 件	守口市市税条例の一部を改正する条例案について
説 明 者	助川総務部長
提出資料	有
内 容	1点目は、個人市民税の納期について、第4期を12月25日から1月4日に改める。12月の納期限を月末と誤認した納税者が、意図せず納期限を過ぎる事案があるため、その対応として改正。 2点目は、公益法人税制の寄附金控除を導入。個人が公益活動法人に対して行った寄附のうち、大阪府が条例で指定したものについて、地方税法で定められる計算式に基づき、税額を控除するもの。対象は令和7年度課税から、令和6年1月1日以降の寄附金とし、想定控除額は単年度あたり約100万円と考えている。

案 件	守口市手数料条例の一部を改正する条例案について
説 明 者	増田市民生活部長
提出資料	有
内 容	個人番号カードを有効活用し、利便性の向上及び証明書交付事務の効率化を目的として、コンビニエンスストアで各種証明書の交付手数料をそれぞれ100円ずつ減額するもの。これにより、コンビニでの各種証明書の交付を推進し、市民に利便性向上を改めて認識いただくとともに、窓口来庁者の減少に伴う事務効率化を図る。 施行期日は令和6年1月4日。
質 疑 等	(小浜水道事業管理者) 現在の市民の個人番号カードの普及率は、どれくらいか。 (増田市民生活部長) 10月末時点での交付率は75.4%。 (瀬野市長)

	交付申請率はどうか。 (増田市民生活部長) 8割程度。 (小浜水道事業管理者) 庁舎1階に設置している個人番号カードの交付特設会場は、今後も設置するのか。 (増田市民生活部長) 今年度で終了見込。
--	---

案 件	守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について
説 明 者	田中こども部長
提出資料	有
内 容	国において、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令により、基準が改正されたことに伴い、本市も所要の改正を行うもの。 改正内容は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、同法を引用している条文の文言を整備するほか、内閣府令で定める基準の改正と同様の改正を行う。

<指定管理>

案 件	守口市民体育館の指定管理者の指定について
説 明 者	増田市民生活部長
提出資料	有
内 容	令和6年4月1日からの指定管理者について、3団体から応募があり、選定委員会において選定された候補者と仮協定を締結したことから、議案を提出するもの。 選定候補者は、守口ゆめづくりスポーツコミュニティ。2者の共同体で、代表団体はアシックススポーツファシリティーズ株式会社、構成団体はグローブシップ株式会社。 期間は新体育館の建設を見込み、令和6年4月1日から令和10年3月31日までの4年間を予定。
質 疑 等	(田中教育長) 指定管理者が変更となるが、どういう部分が評価されたのか。 (増田市民生活部長) 提案金額が安価であったことと、独自提案部分が評価されている。

案 件	守口文化センターの指定管理者の指定について
説 明 者	増田市民生活部長
提出資料	有
内 容	令和6年4月1日からの指定管理者について、2団体から応募があり、選定委員会において選定された候補者と仮協定を締結したことから、議案を提出するもの。 選定候補者は、シンコースポーツ株式会社で、現指定管理者と同じ。 期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間を予定。

案 件	守口市自転車駐車場の指定管理者の指定について
説 明 者	長田理事兼都市整備部長事務取扱兼学校施設整備監
提出資料	有
内 容	令和6年4月1日からの市内13カ所の自転車駐車場の指定管理者について、3団体から応募があり、選定委員会において選定された株式会社駐輪サービスと仮協定を締結したことから、議案を提出するもの。
質 疑 等	(大西議会事務局長) 現在の指定管理者から変更はあるか。 (長田理事兼都市整備部長事務取扱兼学校施設整備監) 現在は、大日駅を中心とするサイカパーキング株式会社と守口市駅を中心とする株式会社駐輪サービスの2団体を指定管理者としている。今回はサービス向上を目的に一括で公募し、株式会社駐輪サービスが選定された。

<補正予算>

案 件	令和5年度守口市一般会計補正予算（第5号）
説 明 者	尾崎企画財政部長
提出資料	有
内 容	「1 歳入歳出予算の補正」については、次のとおり。 ・ 「国庫負担金等返還事業」は、過年度に歳入した国庫負担金等について、実績報告の結果、超過交付となったことから、今年度中に返還するもの。 ・ 「コンビニ交付システム改修事業」は、コンビニ交付システムによる証明書交付手数料を100円減額することに伴い、システム改修を行うもの。 ・ 「戸籍情報システム等改修事業」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正により、戸籍、住民票、個人番号カード等の記載事項に「氏名の振り仮

	名」が追加されることから、システム改修を行うもの。財源は、国庫補助金を全額充当。 ・「介護保険事業費繰出事業」は、令和6年度からの本市単独での介護保険事業の実施に向け、介護保険システムの改修等が必要となることから、所要の経費を一般会計負担分として繰り出すもの。 ・「くすのき広域連合負担金」は、くすのき広域連合において、高齢介護サービス費等による給付費の増や、介護報酬の改定等によるシステム改修等に対応する必要があることから、本市負担分を追加するもの。 ・「高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療費負担金」は、令和4年度分の同事業の精算に伴い、追加負担が生じることから、追加するもの。 ・「ひとり親家庭医療助成事業」及び「子ども医療助成事業」は、当初予算編成時の見込を上回る水準で推移しており、予算に不足が生じる見込となったことから、追加するもの。財源は、府補助金を一部充当。 ・「住宅市街地総合整備事業」は、密集市街地対策事業として老朽木造住宅除却工事費の一部を助成しているが、当初予算編成時の見込を上回る件数で推移しており、予算に不足が生じる見込となったことから、追加するもの。財源は、国庫補助金を一部充当。 歳出予算の補正額は、全体で5億8,646万6千円。財源の内訳は、国庫支出金が1,633万5千円、府支出金が2,946万7千円、一般財源が5億4,066万4千円。補正に必要な一般財源は、普通交付税3億3,057万2千円、繰越金2億1,009万2千円により措置。 本補正により、歳入歳出予算の総額は、それぞれ707億9,504万4千円とする。 「2 債務負担行為の補正」の追加分については、守口文化センター、守口市民体育館、守口市自転車駐車場に係る新たな指定管理に要する経費を資料に記載の期間、限度額でそれぞれ設定するもの。
--	---

案 件	令和5年度守口市特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）
説 明 者	増田市民生活部長
提出資料	有
内 容	補正予算額は5億8,427万1千円で、歳入歳出予算をそれぞれ153億764万5千円とするもの。 内容について、資料中「(1)一般被保険者に係る療養給付費の補正」は、大阪府が示した保険者負担額の総額を直近3ヵ年度の実績で按分した金額を計上していたが、予算額が不足見込であることから、4億9,735万9千円を補正するもの。

	「(2) 保険給付費等交付金償還金の補正」は、保険給付費等交付金償還金の予算について、特別調整交付金の精算額が当初見込額を超過見込であることから、1,691万2千円を補正するもの。 「(3) 守口市国民健康保険財政調整基金への積立に係る補正」は、令和4年度決算において、国保特会の実質収支額が1億2,982万9千円の黒字となった。地方財政法において、決算上剰余金が生じた場合は、その2分の1を下らない額を翌々年度までに積み立てなければならないと規定されていることから、当該規定に基づき、実質収支額のうち7,000万円を守口市国民健康保険財政調整基金に積み立てるため、補正するもの。 なお、本補正予算とは別に、12月定例会で守口市国民健康保険条例の一部を改正する条例案を提出予定。これは、9月定例会で可決された産前産後の保険料の減免措置に係る改正について、国から訂正が示されたもの。改正部分の施行期日である令和6年1月1日までに改正が必要であるが、現時点において、国から訂正後の条例参考例が示されておらず、本日の行政会議で案件とするに至っていない。 参考例が示され次第、速やかに提出できるよう準備している。
質 疑 等	(小浜水道事業管理者) 条例改正は12月定例会に提出とのことであるが、提出時期は12月8日か。 (増田市民生活部長) 国からは11月末までに訂正後の条例参考例を示すとの連絡を受けており、12月8日には間に合わせたい。 (小浜水道事業管理者) 間に合わなかった場合、12月定例会の最終日でも提出するのか。 (増田市民生活部長) 令和6年1月1日が施行期日のため、その予定。

案 件	令和5年度守口市特別会計介護保険事業補正予算(第3号)
説 明 者	上甲健康福祉部長
提出資料	有
内 容	令和6年度から本市単独での介護保険事業の実施に向け、介護保険システムのネットワーク変更等が必要となることから、補正するもの。補正予算額は歳入歳出それぞれ881万3千円。 債務負担行為は、保険料収納対策事業として、令和8年度までの4年間で設定するもの。

案 件	令和５年度守口市下水道事業会計補正予算（第３号）
説 明 者	須田副市長、白井環境下水道部長
提出資料	無
内 容	（須田副市長） 本町松下線築造工事（その１）及び（その２）に係る補正予算については、９月市議会定例会での議案提出を予定していたが、工期や設計内容に大幅な変更が生じており、補正額も大きくなることから、９月の行政会議において市長から、施工内容のみならず、契約、会計処理上の手続等の調査を行い、その結果を踏まえ、改めて補正予算を検討するよう指示があった。指示を受け、速やかに総務部を中心とする調査チームを立ち上げて調査を実施し、先般、結果を市長に報告したところ。 １２月定例会での議案提出に先立ち、１１月２９日（水）に市議会議員全員に説明会を行う予定。 （白井環境下水道部長） 本補正予算は、本町松下線築造工事（その１）及び（その２）の工事請負費等について、現在積算中。

【報告】

報 告	子ども議会（１２月２５日開催）について
説 明 者	尾崎企画財政部長
提出資料	有
内 容	主催者である守口ロータリークラブとの連携により、今年度は４年ぶりに開催。出席者は、市内の各中学校から２人ずつの１６人。理事者側として、特別職と質問を受けた部長が出席。市議会側は議長、副議長に出席いただく予定。 今月末を目途に質問が届くよう、教育委員会と調整。答弁の取り纏めは別途、掲示板で通知するので、協力をお願いする。
質 疑 等	（田中教育長） 議長役も子どもが行うのか。 （尾崎企画財政部長） そのとおり。 （田中教育長） 答弁は理事者がするのか。 （尾崎企画財政部長） 市長から答弁をいただく予定。教育や水道に関する質問の場合は、教育長又は水道事業管理者に答弁をお願いする。

報 告	E V 充電インフラの普及促進に関する協定について
説 明 者	白井環境下水道部長
提出資料	有
内 容	温室効果ガス削減の取組として、充電インフラの整備やE V 車の普及促進に向け、Terra Motors 株式会社から、公共施設を対象としたE V 車充電インフラ整備の提案があり、11 月 30 日（木）に協定を締結予定。出力 6 kw の普通充電プランの導入を予定しており、今年度中に設置場所や充電設備の台数を決定し、令和 6 年度中設置を予定。
質 疑 等	（瀬野市長） 協定による市内の充電スタンドの設置場所や設置数は発表を行うのか。 （白井環境下水道部長） 協定締結と合わせて報道発表を行うが、設置数についてはできる限り多くという形で発表する予定。

【その他】

そ の 他	—
説 明 者	瀬野市長
提出資料	無
内 容	コンビニ交付手数料の見直しは、令和 6 年 1 月 4 日からを予定しているが、その時期と合わせ、総合窓口課の開庁時間を変更予定。 開庁時間の変更により、市民サービス低下と言われる可能性もあるが、手数料の見直しは、庁舎まで足を運ばなくとも、最寄りのコンビニエンスストアで必要な証明書を便利に取得できる機会を促進し、市民サービス向上を図ることが趣旨。 手数料の見直しは、条例改正を可決いただく必要があるが、可決いただいた場合は、あらゆる機会を通じて、コンビニ交付手数料の見直しと開庁時間の変更を合わせて周知すること。